○文部科学省告示第六十一号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。）の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年文部科学省令第十号）附則第二条第一項及び第二項の規定に基づき、同条第一項の文部科学大臣が定める地方公共団体の就学事務システム（学齢簿編製等）に係る機能要件の標準又は帳票要件の標準についての経過措置及び同条第二項の文部科学大臣が定める地方公共団体を次のように定める。

令和八年三月二十五日

文部科学大臣　松本　洋平

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。）の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項の文部科学大臣が定める就学事務システム（学齢簿編製等）を利用する地方公共団体及び当該就学事務システム（学齢簿編製等）に係る機能要件の標準は、次のとおりとする。

地方公共団体	機能要件の標準
東京都板橋区、東京都国立市、東京都狛江市、神奈川県茅ヶ崎市、大阪府八尾市、大阪府交野市、宮崎県宮崎市	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。）の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令第三条及び第四条の規定に基づき、同令第三条の文部科学大臣が定める機能要件の標準の細目並びに同令第四条の文部科学大臣が定める帳票要件の標準の様式及び細目並びに実装区分及び適合基準日並びに同令第四条の文部科学省告示第五十九号。以下「告示」という。）別表第一の〇一七〇一〇二の項及び〇一七〇一〇三の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
青森県八戸市	告示別表第一の〇一七〇二一〇の項、〇一七〇三六〇の項及び〇一七〇三六三の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道函館市、福島県福島市、埼玉県川越市、千葉県市原市、千葉県君津市、東京都武蔵村山市、京都府京都市、兵庫県尼崎市、和歌山県田辺市、大分県大分市、沖縄県那覇市	告示別表第一の〇一七〇〇一の項、〇一七〇〇一三の項、〇一七〇〇一九の項、〇一七〇〇二一の項、〇一七〇〇二六の項、〇一七〇〇二九の項、〇一七〇〇三六の項、〇一七〇〇五四の項、〇一七〇〇八三の項、〇一七〇〇八六の項、〇一七〇〇八八の項、〇一七〇〇九三の項、〇一七〇〇九四の項、〇一七〇一〇〇一の項、〇一七〇一〇二の項、〇一七〇一〇四の項、〇一七〇一〇六の項、〇一七〇一〇九の項、〇一七〇一一二の項、〇一七〇一一五の項、〇一七〇一八六の項、〇一七〇二〇二の項、〇一七〇二〇六の項、〇一七〇二一〇の項、〇一七〇二一一の項、〇一七〇二七七の項、〇一七〇二七八の項、〇一七〇二七九の項、〇一七〇二八〇の項、〇一七〇二八二の項、〇一七〇二八三の項、〇一七〇三〇七の項、〇一七〇三一六の項、〇一七〇三三六の項、〇一七〇三三九の項、〇一七〇三四一の項、〇一七〇三五七の項、〇一七〇三五九の項、〇一七〇三七二の項、〇一七〇三九四の項、〇一七〇四二三の項、〇一七〇四二四の項、〇一七〇四二五の項、〇一七〇四二七の項、〇一七〇四二八の項、〇一七〇四二九の項、〇一七〇四三〇の項、〇一七〇四三一の項、〇一七〇四三九の項、〇一七〇四四九の項、〇一七〇四五〇の項、〇一七〇四五二の項、〇一七〇四五三の項、〇一七〇四五四の項、〇一七〇四五五の項、〇一七〇四五六の項及び〇一七〇四五八の項の機能要件の欄に掲げる機能要件